5 教育支援資金を借りる方

❶「借受人（決定までは借入申込者、以下同じ）」となる方

- 「世帯への貸付」という考え方の制度ですが、資金貸付の「契約」は、個人の方と締結します。本制度の実施主体である東京都社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といい、「資金使用者（修学者等）」を借受人とします。

❷「連帯借受人（決定までは連帯借入申込者、以下同じ）」が必須です

- 原則として、修学者の世帯の「生計中心者※」を連帯借受人とします。
 ※「生計中心者」とは、世帯の中で一番収入が多く、中心となって生計を支えている方のことです。
- 生計中心者が東京都外に居住している場合は、原則としてその地域でご相談ください。

次の状況にある方は借受人及び連帯借受人になることはできません

- 収入がない又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している世帯の方
- 多額な負債がある方及び返済が滞っている方
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方
- 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人になっている方及びその世帯員
 ※ 不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く
- 公務員（世帯内に公務員の方がいる場合も含む）
 ※ 雇用形態によって借受人・連帯借受人になれる場合があります。詳しくは区市町村社会福祉協議会にご確認ください。
 ※ 公務員の方も連帯保証人になることは可能です。

❸ 借受人・連帯借受人との面接

- 修学者が借受人となる教育支援資金では、世帯の生計中心者が連帯借受人となるため、借受人に加え、連帯借受人との面接も必須となります。

❹ 連帯保証人は原則不要です

- 「連帯保証人」は原則として不要です。ただし、世帯の収入・負債等の状況によって必要と判断される場合には、連帯保証人に債務に加わっていただきます。

〔連帯保証人の要件等〕

○ 65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の方（要件を満たす方がいない場合はご相談ください）。
※ 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度で資金を借り入れている方（連帯保証人を含む）及びその世帯員は、連帯保証人になることはできません。